

〈発注標準額について〉

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年埼玉県告示)

(建設工事の請負に係る発注標準額)

第15条 建設工事の請負に係る競争入札に参加させることができる者は、次の表の下欄に掲げる建設工事の金額に応じ、それぞれ左欄(原文は「上欄」)に掲げる級の区分に格付けされた者とする。

発 注 標 準 額						
級の区分	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他の建設工事
Ⓐ級	6,000万円以上	1億円以上				
A級	3,000万円以上 1億5,000万円未満	4,000万円以上 3億7,500万円未満	1,500万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	その都度知事が定める額
B級	1,000万円以上 9,000万円未満	1,300万円以上 1億5,000万円未満	250万円以上 7,500万円未満	250万円以上 6,000万円未満	250万円以上 6,000万円未満	同上
C級	250万円以上 4,500万円未満	250万円以上 6,000万円未満	2,500万円未満	1,500万円未満	1,500万円未満	同上
D級	1,500万円未満	2,000万円未満				

〈発注標準額の上限値と下限値について〉

赤色の線：それぞれの格付における【上限値】
青色の線：それぞれの格付における【下限値】

